

育發展上遺憾尠カラザルヲ以テ速ニ恩給法第九十九條第二項ノ削除サレンコトヲ望ム之レ  
本事項ヲ建議スル所以ナリ。

## 第四回乳幼児愛護デー

昭和元年十二月東京市開催の第一回全國兒童保護事業會議で決議されて、乳幼児愛護デーが翌年五月五日端午の節句に、全國一齊に實施せられて以來今年は第四回にあたる。我國の乳幼児死亡率は世界一、下層階級にては乳幼児の保育が甚だ困難とされてゐるといふので、妊産婦乳幼児の保護に就ての一般知識の向上とそれ等の社會施設の紹介、普及發達を計らうといふのである。東京府の社會事業課でも各方面の人々を集めて準備委員會を開いて左記計畫案が着々すゝめられてゐる。

- 一、高等女學校及び之に類する各種學校に於ては女生徒卒業生並に其保護者に對し五月五日に乳幼児保護に關する講演會を開くこと
- 二、社會事業團體小學校幼稚園寺院教會等に於て一般に對して乳幼児保護思想普及の講演會を開催すること
- 三、乳幼児愛護の標語入カード並にポスター等を掲示又は配付すること
- 四、電車内に標語入ポスターを掲示すること
- 五、新聞紙及雜誌に乳幼児愛護デーの趣旨を發表すること
- 六、ラヂオにて當日講演、談話、音樂及「ニュース」を以て趣旨を放送すること
- 七、乳幼児審査會並に健康相談會等を開催すること
- 八、記念シール、パンフレット、繪ハガキ等を作製使用すること

九、乳幼児嗜好品、玩具及繪本、兒童衛生等の展覽會を開催すること

十、妊産婦及乳幼児、並兒童保護の施設の紹介をすること

十一、デパートメントストアに於て愛護デーの趣旨を普及することを依頼すること

十二、乳幼児愛護デー今回の標語は左の記の如く定めること

イ、丈夫に育つも赤兒から

ロ、強く正しく愛らしく

ハ、不斷の注意で子は育つ

ニ、愛ではぐくみ智で磨け

十三、乳幼児愛護デー講演會等に於ける育兒衛生

及童話等の講師必要の際は麴町區丸ノ内三

丁目東京府社會課（電話丸ノ内一八一番社

會課兒童係）に申し込あれば出來得る限り

斡旋をなすこと。

すでにポスター、カード、パンフレット等幾萬部提供、無料講演、活動映寫などの申込みあり、なほ當日は飛行機を市の上空に飛ばせる計畫もある。

